

概算数量設計発注方式に係る特記仕様書

(適用)

第1条 本特記は、藤の里町地区口径100から50mm配水管更新工事（以下、「本工事」という。）に適用し、記載事項は、高槻市水道部発注工事共通仕様書（案）に優先する。

(趣旨)

第2条 概算数量設計発注方式（以下、「本方式」という。）の趣旨は、管路設計と施工を一括して同一の者に発注することで、効率的かつ合理的な水道工事の実施とその工事品質の一層の向上を図るため行うものであり、受注者はその趣旨に従い、本工事に伴う設計（各種検討を含む）を行い、監督員の承諾を得た後に施工を実施しなければならない。なお、概算数量設計発注方式の主なフローは資料-1のとおりである。

(本工事の設計及び積算)

第3条 本工事の設計は概算数量設計発注方式によるものであり、設計図の数量及び記載内容と設計書明細の数量は一致するとは限らないため、設計図は参考扱いとする。このため、入札時の工事費の算出にあたっては、設計書明細の数量に基づき、積算を行うものとする。

2 本工事の配水管材料費並びに管工費については、管路更新を促進する工事イノベーション研究会（第2期）報告書（一般社団法人 日本ダクタイル鉄管協会）の標準数量を基に概算金額を算出している。また、土工費については、参考図記載の平面延長を基に概算金額を算出している。

(設計及び準備期間)

第4条 本工事の工期には概算設計に伴う設計及び設計変更期間を含んでいる。

(概略布設ルート及び地下埋設物調査等)

第5条 受注者は、工事区間の地下埋設状況等を調査し、調査結果を図面に反映するとともに、発注者が契約後の初回打合せにおいて示す施工条件を遵守し、概略布設ルートの検討を行わなければならない。

2 受注者は、配水管の概略布設ルート及び試掘位置を示した平面図を作成し、監督員の承諾を受けなければならない。

3 受注者は平面図の承諾を得た後、各地下埋設物管理者等に対し工事通知（各種協議含む）を行い、その結果を監督員に報告しなければならない。

4 受注者は、工事通知後に布設ルート等に変更が生じた場合は、あらかじめ各地下埋設物管理者等に変更内容を通知し、必要に応じて協議しなければならない。

5 当初設計図に示す概略布設ルート及び地下埋設状況は参考資料として提供するものであり、その内容をもって発注者が施工条件を保証するものではない。受注者は、自らの責任にお

いて、関係管理者への通知、照会、現地確認及び試掘その他必要な方法により地下埋設状況の調査を実施するとともに、必要な協議を行わなければならない。

6 受注者は、前各項に基づき実施した地下埋設状況の調査結果を監督員に提出しなければならない。なお、当該資料には、関係管理者との協議記録、地下埋設物の位置及び深さを示した図面その他調査内容が確認できる資料を含めるものとする。

（管路設計図等の作成）

第6条 受注者は、道路管理者及び各地下埋設物管理者等との協議内容及び試掘結果を踏まえて配水管布設ルートを決定し、設計図に記載された条件（管種、口径、弁栓類の位置）に基づき、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会が発刊する「T57 GX形ダクタイル鉄管管路の設計」、「T59 S50形ダクタイル鉄管管路の設計」及び「高槻市水道部発注工事施工管理基準（案） 参考資料 設計基準」等に倣って、管路設計図（平面図（縮尺250分の1）、横断図（40m毎、縮尺100分の1）、配管詳細図をCADにて作成し、監督員の承諾を受けなければならない。

2 A路線の北側は耐震型不断水連絡とする。その他の新設管と既設管の連絡方法は断水連絡とする。

（施工中の変更）

第7条 施工中に管路設計図の変更が必要となった場合は、受注者はその都度監督員と協議を行い、変更の承諾を得ること。

2 受注者は、完成図に基づき数量を算出し、発注者と協議のうえ、設計変更（精算）を行うものとする。

3 設計変更（精算）は、大阪府都市整備部土木工事積算基準書及び水道事業実務必携、その他関係する各種積算基準に準拠して行う。

4 交通誘導員の精算は、発注者が算定した員数と実施人数を比較し、いずれか少ない人数を採用する。

5 数量計算表は発注者が提供するEXCELシートに基づき作成し、互換性を確認したデータにて提出すること。

6 変更契約及びそれに伴う諸手続きを円滑に行うため、工期末から5週間以上前に現場作業及び設計変更（精算）に係る書類提出を完了すること。

（設計費用）

第8条 本工事の概算設計には管路設計に要する費用として「管路設計図等作成費」を共通仮設費の準備工に計上している。なお、「管路設計図等作成費」は設計変更の対象としない。

（モニタリング調査への協力）

第9条 受注者は、本方式の実施に係るモニタリング調査に協力すること。

(補則)

第10条 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

概算数量設計発注方式

